

鞍手町くらしふれあい
アリーナ大規模改修事業

要求水準書

令和8年4月
鞍手町

— 目次 —

第 1 基本事項

1. 目的	1
2. 要求水準書の位置付け	1
3. 改修対象施設の概要	1
4. 業務の概要	2
5. 事業スケジュール	3
6. 工事保険等	3
7. 特許権等の使用	3
8. 打合せ及び議事録（工程会議）	3

第 2 設計・施工条件

1. 関係法令・条例等及び適用基準の遵守	4
2. 調査業務	4
3. 設計業務	4
4. 施工業務	8
5. 工事監理業務	10

第1 基本事項

1. 目的

本要求水準書は、鞍手町（以下「本町」という。）が鞍手町くらじふれあいアリーナ大規模改修事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり、要求する業務の水準を示すことを目的とする。

2. 要求水準書の位置付け

本要求水準書（以下「本書」という。）は、本事業の実施に当たり、鞍手町くらじふれあいアリーナ（以下「本施設」という。）の整備を行う上で、町が事業者に要求する最低の仕様を提示するものである。事業者は、本書の内容を十分に確認し、事業及び業務内容についての理解を深め、より具体的な検討を加えたうえで提案を行うこと。

3. 改修対象施設の概要

(1) 名称

鞍手町くらじふれあいアリーナ

(2) 所在地

福岡県鞍手郡鞍手町大字新延506番地24

(3) 改修施設概要（【別紙資料3】鞍手町くらじふれあいアリーナ現況図面参照）

- | | |
|---------|-----------|
| ① 建築年月日 | 平成13年3月竣工 |
| ② 構造 | 鉄骨造 |
| ③ 敷地面積 | 7,536.53㎡ |
| ④ 建築面積 | 1,386.25㎡ |
| ⑤ 延床面積 | 1,495.67㎡ |

(4) 改修対象施設の位置づけ

本施設は、本町の社会体育施設としてアリーナ及びトレーニングルームを備え、町内外に多くの方から利用されている。また、本町の西川地区の町民を主な対象とする指定避難所であるとともに、選挙の際は、投票所としても活用されている

(5) 改修施設の利用状況

① アリーナ

- | | | |
|---------|-------------------|-----------------|
| ア 休館日 | 12月29日～1月3日 | ただし教育委員会が別に定める日 |
| イ 利用時間 | 9時00分～22時00分 | |
| ウ 利用対象等 | 鞍手町教育委員会の許可を受けたもの | |

② トレーニングルーム

- | | | |
|---------|----------------|-----------------|
| ア 休館日 | 12月29日～1月3日 | ただし教育委員会が別に定める日 |
| イ 利用時間 | 9時00分～21時30分 | |
| ウ 利用対象等 | 中学生以上の許可を受けたもの | |

③ 指定避難所

- | | |
|--------|-------------|
| ア 利用状況 | 自主避難所・避難所開設 |
|--------|-------------|

④ 投票所

- | | |
|--------|----------|
| ア 利用状況 | 各選挙投票所開設 |
|--------|----------|

4. 業務の概要

事業者は、本書に従い以下に示す業務（以下「本業務」という。）を行う。

(1) 調査業務

本施設関連の設計業務及び施工業務に必要な調査を行う。なお、調査内容等は本町と協議すること。

(2) 設計業務

- ① 本施設関連の改修等に係る設計業務。詳細は、次の「(5) 対象業務表」及び「5. 事業スケジュール」を参照のこと。なお、本施設工事スケジュール厳守すること。
- ② 本施設整備に伴う各種申請、届出及び協議等の業務（提案内容により建築確認申請等が必要な場合は本業務とすること。）
- ③ 設計意図伝達業務
- ④ その他これらを実施するうえで必要な本町各所管課及び関係行政機関との調整及び関連業務

(3) 施工業務

- ① 本施設関連の施工業務（床改修、空調設備改修、電気設備改修、解体撤去を含む。）詳細は、次の「(5) 対象業務表」及び「5. 事業スケジュール」を参照のこと。
- ② 本施設整備に伴う各種申請、届出及び協議等の業務
- ③ その他これらを実施するうえで必要な本町各所管課及び関係行政機関との調整及び関連業務

(4) 工事監理業務

上記「(3) 施工業務 ①」にて行う施工業務（床改修、空調設備改修、電気設備改修、解体撤去を含む。）における工事監理業務。詳細は、次の「(5) 対象業務表」及び「5. 事業スケジュール」を参照のこと。

(5) 対象業務表

本事業の対象業務は次表の「○」が記されている業務であり、「-」が記されている業務は、別途発注予定である。

室名	区分	内容	面積 (㎡)	設計 業務	施工 業務	監理 業務
アリーナ（屋内運動場）	建築	床張替	726.85	○	○	○
	機械	空調改修		○	○	○
	電気	LED改修		○	○	○
その他、施工上関係する 諸室	建築	-	-	○	○	○
	機械	-	-	○	○	○
	電気	-	-	○	○	○

(6) スポーツ振興くじ助成金関係に係る支援業務

事業者は、本町の要請に基づき、スポーツ振興くじ助成金各種申請手続きや実績報告等の業務に係る図面の作成など、必要書類の支援を行うこと。

(7) 会計検査に係る支援業務

事業者は、本町の要請に基づき、会計検査に係る支援を行うこと。

5. 事業スケジュール

事業スケジュールについては、「別紙資料1 事業スケジュール案」を参照すること。
事業者は、受注後速やかに実施スケジュールを提出し承諾を受けること。

6. 工事保険等

事業者は、自らの負担により施工業務期間中、次の保険に加入する。

(1) 建設工事保険

施工業務中に事故が生じた場合、事故直前の状況に復旧する費用を補償。

対 象：本業務に関する全ての建設資産

補償額：本施設等の再調達価格

その他：被保険者を事業者及び本町とする。

(2) 第三者賠償責任保険

本業務中に第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償。

対 象：本施設内における本業務期間中の法律上の損害賠償に対する補償。

補償額：任意とする。

その他：被保険者を事業者、建設企業（下請け業者を含む）及び本町とし、交差責任担保特約を付ける。

(3) その他保険

事業者は自らの負担により、その他必要と考えられる保険に加入するものとする。

7. 特許権等の使用

事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他法令に基づき保護され第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工法等を使用する時は、その権利を損なってはならない。また、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

8. 打合せ及び議事録（工程会議）

業務を適正かつ円滑に実施するため、打合せを行い、業務方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度、事業者が書面に記録し、相互に確認すること。頻度については本町、事業者及び関係者で協議するものとする。

第2 設計・施工条件

1. 関係法令・条例等及び適用基準の遵守

本業務の実施に当たっては、関連する関係法令、条例、規則及び要綱などを遵守した設計及び施工をすること。また、各学会及び省庁による各種基準、指針等についても本書と照らし合わせて適宜参考にするとともに、常に最新のものを採用すること。

※質疑応答・本書（その他公告資料一式）の順に高位とすることを原則とする。

※参考基準等の解釈や参考基準等間の解釈に関して疑義が生じた場合は、別途、本町と協議のうえ、適用について決定する。

2. 調査業務

(1) 既存調査業務

既存施設の建築（床など）や空調設備、電灯設備などに関する現況を確認し、設計業務及び施工業務に支障が生じないように必要な調査をすること。

(2) アスベスト含有事前調査等業務

解体にあたっては、必要に応じて、アスベスト及びPCBの有無を調査すること。新たにアスベストが発見された場合は、処理に必要な追加費用を協議の上、事業者において適切に処理を行うこと。PCBが発見された場合は、町が処理を行うものとするが、適正な処理方法について提案すること。

3. 設計業務

(1) 本事業全体に係る事項

本事業においては、スケジュールに十分配慮した計画とすること。

(2) 建築改修計画

① 既存床改修に関する設計を行うこと。（可動式床の床材改修は除く。）「別紙資料2 床改修範囲図」で示す範囲の床の改修設計とする。

床 : 鋼製床組H750
高強度仕様t2タイプ
スリーベース101MB

捨て張り合板 : 針葉樹構造合板t15

大型積層材 : 18mm、表層6mm、かば無塗装品（ササクレス加工）

研磨・塗装 : ポリウレタン樹脂塗装3回塗り仕上げ

点検口 : 600角（箇所数は、メンテナンス性を考慮して提案すること。）

② ライン画線は次の仕様とすること。

使用材料 : 油性ポリウレタン樹脂塗料

バスケットコート 1面 28m×15m (※1) 青色

バレーボールコート 1面 18m×9m (※2) 黄色

バドミントンコート 3面 13.4m×6.1m (※3) 緑色

※1 (公財)日本バスケットボール協会 2018バスケットボール規約第2条参照

※2 (公財)日本バレーボール協会 公式規格(6人制)参照

※3 (公財)日本バドミントン協会 競技規則 第4項参照

③ 確認申請が必要となる場合は本業務にて行うこと。（申請手数料を含む。）

④ 環境保全・環境負荷低減

地球温暖化防止を意識し、環境への負荷の少ない資材の導入を検討するとともに、環境保全性、経済性に配慮したものを採用すること。

(3) 空調設備計画

① アリーナ内における空調設備の更新に関する設計を行うこと。更新する仕様は既存の空調環境と同等以上を確保する空調設備の更新とすること。

例として、次のように既存空調設備の一部を更新するだけで空調環境や性能が十分に確保できる場合は、そのような設計内容でも可とする。

吸収式冷温水発生機（冷却塔一体型）（国土交通省仕様）

冷媒能力 : 151、200Kcal、175.8kw、50USRT

暖房能力 : 122、980Kcal、143kw

冷水量 : 504.0L/min、12.0 → 7.0℃

温水量 : 504.0L/min、50.9 → 55.0℃

冷却水量 : 679.02L/min、32.0 → 38.5℃

燃料 : 灯油

- ② 各種配管からの結露、漏水及び破損対策を行うこと。既存設備に関しても同様の恐れがある場合は対策を行うこと。
- ③ リモコンスイッチの更新をすること。
- ④ 既設ダクトの清掃を行うこと。
- ⑤ 現地調査を行うこと。

（４） 電気設備改修計画

- ① アリーナ内の既存照明器具の更新に関する設計を行うこと。
- ② 既存照明器具をLED照明器具に更新すること。
必要照度：床平均500ルクス以上を目標とする。但し、難しい場合は既存照明器具と同等の明るさ以上を有する照明器具への更新により得られた平均照度でも良いが、その場合でも平均照度300ルクス以上は確保すること。
- ③ 既存空調設備の更新に関する設計を行うこと。
- ④ 調光制御が可能な器具とすること。
- ⑤ 点滅及び調光操作をするスイッチや操作機器は本工事とし、形状は運用に応じて設計すること。
- ⑥ 誘導灯器具をLED器具に更新すること。
- ⑦ 配管及び配線は既存のものを使用することは可能とするが、提案される機器や制御により配管配線等が必要となる場合は本工事にて設計すること。

（５） 共通事項

- ① 仮設足場などの仮設計画を策定し、必要となるものは本事業にて設計すること。
- ② 作業場や搬出入経路など養生を計画すること。
- ③ 施設利用者出入口を工事業者が利用する場合は、安全対策を計画すること。

（６） 設計業務遂行に関する要求内容

① 業務の対象範囲

設計業務は、本施設の改修に係る全ての設計業務を対象とし、本書及び関係法令に基づいて、設計業務を行うこと。また、事業者は次の内容を遂行すること。

- ・設計業務の内容について本町と協議し、業務の目的を達成すること。
- ・業務の進捗状況に応じ、本町に対して定期的に報告を行うこと。
- ・事業契約締結後、速やかにアスベスト含有事前調査、PCB含有調査を行うこと。
- ・業務に必要となる現況調査について、事業者の責任で行い、関係法令に基づいて業務を遂行するものとする。
- ・「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）最新版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、社団法人公共建築協会編集・発行）に準拠し、その他については日本建築学会制定の標準仕様書を基準に業務を遂行するものとする。
- ・積算業務は、工事内訳書、積算数量調書をエクセルデータ及びPDFにて作成すること。その他の内容については必要に応じて本町と協議すること。なお、本事業は、義務教育施設整備に係る補助金の交付を受けるため実施設計の工事

内訳書については、項目ごとに補助対象部分とその他を明確に区分すること。

- ・各種申請等の手続きに係る機関との協議内容を本町に報告するとともに、必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを提出すること。
- ・図面、工事内訳書等の様式、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、本町の指示を受けること。また、図面は、工事ごとに順序よく整理統合して作成し、各々一連の整理番号を付けること。
- ・本町が議会や町民（近隣地区住民も含む）等に向けて設計内容に関する説明を行う場合や補助金の申請を行う場合等において、本町の要請に応じて図面の作成等、必要な資料を作成し、説明に関して協力すること。
- ・本書と同等以上の提案を行う場合は、本町と協議すること。

② 業務期間

設計業務の期間は、「別紙資料1 事業スケジュール案」を参照し、事業スケジュールに支障のないよう事業者が計画すること。事業者は、関係機関と十分協議したうえで、事業全体に支障のないよう設計スケジュールを調整し、本業務を円滑に推進するよう期間を設定すること。

③ 設計体制と進捗管理

事業者は、各設計主任技術者を配置すること。詳細は鞍手町くらしふれあいアリーナ大規模改修事業設計・施工一括発注プロポーザル実施要項（以下「本要項」という。）による。設計体制と合わせて設計着手前に次の書類を提出すること。また、設計の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。

- ・着手届
- ・主任技術者届（設計経歴書を添付のこと。一級建築士又は建築設備士の免許を有すること）
- ・担当技術者・協力技術者届

④ 設計計画書及び設計業務完了届の提出

事業者は、設計着手前に詳細工程表を含む設計計画書を作成し、本町の承諾を得ること。なお、設計業務が完了したときは、設計業務完了届を提出するものとする。

⑤ 調査業務に係る書類の提出

調査業務完了時に次の成果物を各1部提出すること。本町は内容を確認し、その結果、是正箇所がある場合には是正したものを提出すること。

- ア アスベスト含有事前調査報告書
- イ PCB含有調査報告書
- ウ 上記全ての電子データを格納した CD-R

⑥ 本施設の実施設設計完了時の提出物

実施設設計の完了時に次の資料を提出すること。本町は内容を確認し、その結果更正箇所があった場合は更正したものを提出すること。

- ア 実施設設計図
 - ・CAD データ、PDF（A3縮小版） 1式
 - ・二つ折り製本（A3縮小版） 1部
- イ 設備関係容量計算書等 1部
- ウ 工事内訳書、数量調書 1部
- エ 見積書 1部
- オ 各種申請書類 1部
- カ 仮設図（検討資料含む） 1部
- キ 要求水準書との整合性確認報告書 1部

ク 打合せ記録

1部

ケ その他本町が指示する書類

コ ア～ケのCADデータ及びPDFデータを含む全ての電子データを格納したCD-R 1部

※CADデータはJW_WIN形式とする。

※設計、施工を一括で業務を行う施設が対象

■実施設計図の図面一覧

○建築（意匠）図

- ・表紙図面リスト
- ・特記仕様書
- ・位置図
- ・建物内外仕上げ表
- ・各階平面図
- ・立面図
- ・断面図
- ・天井伏図
- ・矩計図
- ・各展開図
- ・外構図
- ・解体撤去図
- ・仮設計画図
- ・その他必要図面

○電気設備図

- ・表紙図面リスト
- ・特記仕様書
- ・位置図
- ・配置図
- ・幹線系統図
- ・各階配線図（幹線、動力、差込記入、分電盤結線図）
- ・各階配線図（電灯記入、凡例含む）
- ・照明器具姿図
- ・解体撤去図
- ・その他必要図面

○機械設備図

- ・表紙図面リスト
- ・特記仕様書
- ・位置図
- ・配置図
- ・配管横断図
- ・各設備系統図
- ・各階平面図
- ・機器リスト
- ・屋外付帯配置図
- ・解体撤去図
- ・その他必要図面

■容量計算書の内容

○電気設備

- ・電灯、電力の負荷計算書及び変圧器容量計算書

- ・幹線容量計算書
- ・短絡容量計算書
- ・照度計算書（非常照明含む）
- 機械設備
 - ・熱負荷計算書
 - ・機器選定計算書

5. 施工業務

(1) 業務の対象範囲

事業者は、実施設計図書、本書、公募時の提案書類等に基づいて、本施設の施工業務を行うこと。

(2) 業務の内容

① 基本的な考え方

- ・「第1 基本事項 4. 業務の概要 (5) 対象業務表」に定める事業者が実施する業務は、事業者の責任において実施すること。
- ・施工業務に当たって必要な関係機関との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。
- ・工事に要する電気は、工事用仮設とし、事業者の責任により引き込むこと。
- ・工事に要する水は本施設の水道を利用できるものとする。

② 工事計画策定に当たり留意すべき項目

- ・関連法令等を遵守し、関連要綱及び各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。
- ・騒音、悪臭、公害、粉塵発生、交通渋滞及びその他建設工事が近隣地区住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施すること。
- ・近隣地区住民への対応について、事業者は本町に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
- ・近隣地区住民に対して工事内容、作業時間の周知徹底を図ること。
- ・工事に伴う影響（特に車両の交通障害、騒音、振動等）を最小限に抑えるための工夫を行うこと。特に工種や施工時間帯等を検討し、工事による騒音や振動等により、近隣施設及び地域住民へ与える影響が最小限となるよう配慮すること。

③ 着工前業務

ア 各種申請等

- ・解体撤去工事着工前に、アスベスト含有事前調査結果を基に、環境省の「石綿事前調査結果報告システム」により事前調査結果の報告を行うこと。

イ 近隣対応・対策等

- ・事前調査を十分に実施し、工事によって近隣へ安全面による影響を及ぼさないようにすること。

ウ 着工前業務に係る書類の提出

事業者は、工事着工前において以下の書類を本町に提出して、承認を得ること。なお、施工体制台帳1式及び総合施工計画書については、工事監理者に提出し、承認を得た後、遅滞なく本町に提出すること。

- | | |
|------------------------|----|
| ・着手届 | 1部 |
| ・計画書 | 1部 |
| ・現場代理人及び監理技術者届（経歴書を添付） | 1部 |
| ・建設業退職金共済組合証紙購入状況等報告書 | 1部 |

- ・施工体制台帳 1部
- ・法定外労災保険証原本の写し 1部
- ・総合施工計画書（実施工程表含む） 1部
- ・上記全ての電子データを格納した CD-R等 1部

④ 工事期間中業務

ア 改修工事（建築改修、空調設備改修、電気設備改修工事）

各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画書に従って本施設の改修工事を実施すること。事業者は、工事現場に工事記録を常備し、本町に対して、以下の事項に留意すること。

- ・工事監理者を通じて工事進捗状況を本町に毎月報告するほか、本町から要請があった場合は、施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- ・本町と協議のうえ必要に応じて、各種検査・試験及び中間検査を行うこと。なお検査・試験項目及び日程については、事前に本町の承認を得ること。
- ・本町は、事業者が行う工程会議に立会うことができるとともに、必要に応じて随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。工事施工においては、施設利用者及び近隣地区住民に対し、以下の(ア)～(エ)の事項に留意すること。
- (ア) 施設運営中の施工となる現場では事故防止及び安全管理並びに施工時間に十分配慮した工事を行うこと。特に利用者の安全確保のため、警備員の配置や仮囲いも設置等、万全を期すこと。
- (イ) 工事期間中における当該関係者及び近隣地区住民への安全対策については、万全を期すこと。
- (ウ) 工事を円滑に推進できるように必要な工事状況の説明及び調整を十分に行うこと。
- (エ) 現場での工事期間を最小限に抑え、近隣地区住民等への負担が軽減できるよう努めること。
- ・工事期間中に本町の行う完了検査に合格し、引渡しまで済ませること。

イ 工事期間中業務に係る書類の提出

事業者は、工事期間中において以下の書類を、工事監理者に提出し、承認を得た後、遅滞なく本町に提出すること。

- ・材料承認願（主要資機材一覧表） 1部
- ・工程表（月間工程表等） 1部
- ・工事報告書 1部
- ・施工図 1部
- ・承諾願（産業廃棄物処分計画書） 1部
- ・承諾願（再資源利用（促進）計画書） 1部
- ・承諾願（各施工計画書） 1部
- ・検査願（材料検査） 1部
- ・検査願（立会検査） 1部
- ・検査願（完成検査） 1部
- ・報告書（各種試験結果報告書） 1部
- ・報告書（各種出荷証明） 1部

ウ その他

工事中に第三者に及ぼした損害については、事業者が責任を負うものとする。ただし、合理的な理由がある場合この限りではない。

⑤ 完成時業務

完成検査及び完成確認は、整備対象施設について以下に掲げる「事業者による自主完成検査」及び「本町の完成検査等」の規定に即して実施すること。ただし、こ

これらの規定のうち該当する業務内容が無い部分については、適用しない。

ア 事業者による自主完成検査

- ・事業者は、事業者の責任及び費用において、自主完成検査及び機器、器具の試運転等（以下「試運転」という。）を実施すること。
- ・試運転の実施については、それらの実施日の14日前までに、本町に書面で通知すること。なお本町は試運転に立ち会うことができる。
- ・事業者は、本町に対して、自主完成検査及び建築設備、一般備品等の試運転の結果を検査済証その他の検査結果に関する書類の写しを添えて報告すること。
- ・事業者は、前項の検査結果をそれぞれの基準に適合させる義務を負う。特に、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の濃度が基準値以下であることの確認を実施するものとする。

イ 本町の完成検査等

- ・本町は、事業者による前項の自主完成検査及び建築設備、一般備品等の試運転の終了後、当該施設等について、次の(ア) から(イ)の方法により完成検査を実施する。
- (ア) 本町は、事業者及び工事監理者の立会いの下で、完成検査を実施するものとする。
- (イ) 完成検査は、本町が確認した設計図書との照合により実施するものとする。
 - ・事業者は、本町へ機器、器具等の取扱いに関する説明を前項の試運転とは別に実施すること。
 - ・本町の行う完成検査の結果、本町が是正を求めた場合は、事業者は速やかにその内容について是正すること。
 - ・本町による完成検査後、問題がない場合には、本町は事業者に対し、完成承諾の通知を発行するものとする。

ウ 完成時業務に係る書類の提出

事業者は、本町による完成承認の通知発行に必要な以下の完成図書を提出すること。なお、各施設の完成時に施設ごとに提出すること。また、これら図書について保管場所を学校施設内に設定し、確保すること。

- | | |
|--|----|
| ・完成届 | 1部 |
| ・完成写真 | 1式 |
| ・部分完成届（設計、建設、工事監理） | 1部 |
| ・工事写真（プリントアウト、電子データ） | 1部 |
| ・完成図 二つ折り製本（A3縮小版） | 1部 |
| ・設備・什器備品等取扱説明書 | 1部 |
| ・各施工計画書、各施工図 | 1部 |
| ・要求水準書との整合性確認結果報告書 | 1部 |
| ・報告書（マニフェスト写し D・E 票） | 1部 |
| ・その他本町が指示する書類 | |
| ・上記のCADデータ及びPDFデータを含む全ての電子データを格納したCD-R | 1部 |

※CAD データはJW_ WIN 形式とする。

6. 工事監理業務

(1) 業務の対象範囲

事業者は、実施設計図書、本書、公募時の提案書類等に基づいて、本施設の工事監理業務を行うこと。

(2) 業務の内容

- ① 基本的な考え方
「第1 基本事項 4.業務の概要 (5) 対象業務表」に定める事業者が実施する業務は、事業者の責任において実施すること。
- ② 工事監理に関する業務
- ア 工事監理方針の説明等
- ・工事監理方針の説明
 - ・工事監理方法変更の場合の協議
- イ 設計図書の内容の把握等
- ・設計図書の内容の把握
 - ・質疑等の検討
- ウ 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告
- ・施工図等の検討及び報告
検討にあたっては、設計図書との整合性の確認、納まりの確認、建築工事と設備工事との整合の確認等について、十分留意する。
※施工図の検討をより効率的に行うために、施工図作成の基礎となる総合図を作成した場合についても検討を行う。
 - ・工事材料、設備機器等の検討及び報告
- (ア) 事業者は、設計図書の定めによる工事材料、設備機器等（当該材料、機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本に関し、事前に指示すべき内容を本町に報告し、提出された工事材料、設備機器等及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を本町に報告する。
- (イ) 事業者は、「(ア)」の検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、発注者に報告する。
- (ウ) 「(イ)」の結果、工事材料、設備機器等及びそれらの見本を再度提出した場合は、「(ア) (イ)」の規定を準用する。
- エ 対象工事と設計図書との照合及び確認
設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、提出される品質管理記録の確認のいずれかの方法で行うこととする。
- オ 対象工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等
- カ 業務報告書等の提出
- ③ 工事監理に関するその他の業務
- ア 工程表の検討及び報告
- イ 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告
- ウ 対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告等
- ・対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告
 - ・工事請負契約に定められた指示、検査等
 - ・対象工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査
- エ 関係機関の検査の立会い等
- オ 関連工事の調整に関する業務

対象工事が複数の工事に分割されて行われ、それらの工事が他の工事と密接に関連する場合、必要に応じて調整を行うべき事項を検討し、その結果を本町等に報告する。

カ 施工計画等の特別の検討・助言に関する業務

現場、製作工場などにおける次に掲げる特殊な作業方法及び工事用機械器具について、その妥当性を技術的に検討し、施工担当者に対して助言すべき事項を発注者等に報告する。

キ 完成図の確認

- ・設計図書の定めによる完成図について、その内容が適切であるか否かを確認し、結果を本町等に報告する。

(3) 工事監理者

次の「(4) 業務の実施 ② 工事監理主任技術者等の設置」に規定する者で本町が認める者を建築基準法第5条の4第4項に基づく工事監理者とする。

(4) 業務の実施

① 適用基準等

本業務に適合（関連）する内容により、国土交通省が制定する技術基準等の最新版を適用する。事業者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

② 工事監理主任技術者等の設置

事業者は、業務の実施にあたっては、各工事監理主任技術者等を適切に配置すること。詳細は鞍手町くらじふれあいアリーナ大規模改修事業設計・施工一括発注プロポーザル実施要項による。

③ 提出書類等

ア 提出書類（各1部）

- ・着手届
- ・主任技術者届（設計経歴書を添付のこと。一級建築士又は建築設備士の免許を有すること）
- ・業務計画書（A4ファイル綴じ：業務着手時）
- ・業務報告書（A4ファイル綴じ：業務完了時に月報を整理したものを提出）

イ その他

- ・本町が指示する書類（本町との協議による）

④ 打合せ及び記録

ア 本町等と事業者との打合せについては、次の時期に行う。

- ・業務着手時
- ・業務計画書に定める時期
- ・本町が必要と認めた時
- ・その他

イ 事業者は工事監理業務が適切に行われるよう、定期的かつ適切な時期に調整をとり、施工状況について把握しなければならない。

⑤ 業務計画書

業務計画書に対する記載事項については、次のとおりとする。

ア 業務一般事項

- ・業務の目的
- ・業務計画書の適用範囲
- ・業務計画書の適用基準類
- ・業務計画書に内容変更が生じた場合の処置方法
業務の目的、本計画書の適用範囲及び本計画書の内容変更の必要が生じた場合の処置方法を明確にしたうえで、その内容を記載する。

イ 業務工程計画

対象工事の実施工程との整合を図るため、対象工事の実施工程表の内容を十分検討のうえ、作成する。検討に用いた実施工程表についても参考として添付する。

ウ 業務体制

- ・事業者側の管理体制
- ・業務運営計画
事業者は、現場定例会議の開催に係る事項（出席者、開催時期、議題、役割分担、その他必要事項）を記載する。

エ 業務方針

仕様書に定められた工事監理業務内容に対する業務の実施方針について記載する。事業者として特に重点を置いて実施する業務等についても記載する。

⑥ 関係機関への手続き等

建築基準法等の法令に基づく関係機関等の検査（建築主事等関係官署の検査）に必要な書類の原案を作成し本町等に提出し、検査に立会う。

⑦ 検査

ア 業務完了届については、指定の書式に必要事項を記載する。

イ 業務報告書は、次の構成とする。

- ・工事監理業務月報
- ・打合せ議事録

以上